

笠間市子育て支援センター「くりのこ」運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、笠間市子育て支援センター「くりのこ」運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により候補者を特定するうえで必要となる事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 目 的 民間の持つ知識、技能、人材を活用し子育て支援センターの充実を図る。
- (2) 業 務 名 笠間市子育て支援センター「くりのこ」運営業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日（3年間）

3. 委託料上限額

子育て支援センター「くりのこ」運営業務委託 3年間 19,610,000 円（令和9年度 6,350,000 円、令和10年度 6,500,000 円、令和11年度 6,760,000 円）

※本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第2第7号により、非課税として取り扱う。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 当該業務における笠間市の入札参加資格を有していること。
- (3) 公告日から契約締結までの間に「笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成18年3月19日告示第27号）」に基づく指名除外等の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 「笠間市地域子育て支援センター事業実施要綱」及び子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）実施に関する関係法令等を遵守する団体であること。
- (6) 市区町村税の未納がないこと。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和8年10月30日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書により提出すること。
- (3) 回 答 日 令和8年11月6日（金）

6. 提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類 別紙「笠間市子育て支援センター「くりのこ」運営業務参加表明書類一覧」のとおり
- (2) 提出期限等
 - ア 提出期限 令和8年11月13日（金）午後5時まで必着
 - イ 提出場所 「14. 担当部署（問合せ・提出先）」宛て
 - ウ 提出方法 紙媒体（正1部）及び電子データにより提出する。
※申請書類の紙媒体は、持参又は郵送により提出すること。
※電子データは、申請書類一式を1つのPDFファイルにした上で送付すること。（データの送付方法は、紙媒体を受付した後に申請者に通知する。）

7. プレゼンテーション審査の実施

審査については、本業務に係る委託法人選定委員会において、以下の通り実施する。

- (1) 実施日
令和8年11月30日（月）
※1事業者15分以内の説明、質疑応答10分の合計25分を持ち時間とする。
- (2) 場所
笠間市役所 2階 庁議室【所在地：笠間市中央三丁目2-1】
- (3) 内容
事前に提出した提案書及びプレゼンテーション用資料を用いて、プレゼンテーションを行う。
- (4) 留意点
プレゼンテーション参加者は、3名以内とする。
会場のモニターに資料を映すことが可能。その場合、データ及びパソコン（HDMI出力端子）は、参加者が用意すること。

8. 選考方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

- (1) 提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けすることにより行う。
- (2) 点数付けは審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位を決める。
- (3) 審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を候補者とする。
- (4) 提案者が1社の場合も審査及び選定は行うものとする。選定基準は、標準的な提案内容となる60点以上となる場合に特定候補者として選定する。

9. 審査基準及び配点

本プロポーザルは、以下の審査基準に基づき審査する。

様式第2号及び第3号に関する内容 配点10点

様式第4号に関する内容 8項目 配点85点

1. 職員の体制	2. 研修計画	3. 安全・危機管理に関する対応	4. 衛生管理
5. 苦情解決	6. 個人情報保護	7. 虐待等の対応	8. 事業計画

様式第5号に関する内容 配点 5点

10. 日程

公募の開始	令和8年10月16日（金）
現地確認日	※調整のうえ行います。
質問受付	令和8年10月30日（金） 午後5時まで
質問回答	令和8年11月6日（金）
提案書提出	令和8年11月13日（金） 午後5時まで必着
プレゼンテーション（選定委員会）	令和8年11月30日（月） 午前
結果通知	令和8年12月中旬（予定）
契約締結	令和9年1月中旬（予定）
業務開始	令和9年4月1日（木）

11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- （1）提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （2）提案書の作成形式及び記載事項に示された内容に適合しないもの
- （3）提案書の提出期限後に、参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- （4）ヒアリング、プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- （5）提出書類に虚偽又は不正があったとき
- （6）参考見積書のコストが「3. 委託料上限額」を超過したもの

12. 契約

候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

13. その他留意事項

- （1）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、書面審査による選考となった場合に限り、選定委員会用資料の追加提出を認めるものとする。
- （2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置等を行うことがある。
- （3）提出された企画提案書等の書類は一切返却しないものとする。
- （4）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、申請者の負担とする。

1 4. 担当部署（問合せ・提出先）

- （1）住 所：〒309-1792 笠間市中央三丁目 2 番 1 号
- （2）担 当 課：笠間市こども部 こども福祉課 児童支援グループ
- （3）電 話 番 号：0296-77-1101（内線165）
- （4）電子メール：kodomo@city.kasama.lg.jp